

低排出ガス車認定制度の改正（概要）

1. 対象車種

「乗用車」

「軽量車」(トラック・バスのうち車両総重量が1.7トン以下のもの)

「中量車」(トラック・バスのうち車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下のもの)

「軽貨物車」

2. 測定方法

10・15モード及び11モードとする。

3. 認定基準

次式の算出値が以下の基準値以下であること。

$$(10・15モードの測定値) \times 0.88 + (11モードの測定値) \times 0.12$$

【乗用車、軽量車】

(耐久走行距離：8万km(軽自動車は6万km))

名称 (平成17年規制値；g/km)	CO (1.15以下)	NMHC (0.05以下)	NO _x (0.05以下)	PM (なし)	ホルムアルデヒド (なし)
平成17年基準 排出ガス50%低減レベル	1.15以下	0.025以下	0.025以下	微量	0.025以下
平成17年基準 排出ガス75%低減レベル	1.15以下	0.013以下	0.013以下	微量	0.025以下

【中量車】

(耐久走行距離：8万km)

名称 (平成17年規制値；g/km)	CO (2.55以下)	NMHC (0.05以下)	NO _x (0.07以下)	PM (なし)	ホルムアルデヒド (なし)
平成17年基準 排出ガス50%低減レベル	2.55以下	0.025以下	0.035以下	微量	0.025以下
平成17年基準 排出ガス75%低減レベル	2.55以下	0.013以下	0.018以下	微量	0.025以下

【軽貨物車】

(耐久走行距離：6万km)

名 称 (平成19年規制値；g/km)	CO (4.02以下)	NMHC (0.05以下)	NOx (0.05以下)	PM (なし)	ホルムアルデヒド (なし)
平成17年基準 排出ガス50%低減レベル	4.02以下	0.025以下	0.025以下	微量	0.025以下
平成17年基準 排出ガス75%低減レベル	4.02以下	0.013以下	0.013以下	微量	0.025以下

注1．PM（粒子状物質）微量は、排出がないとみなされる程度であることをいう。

注2．電気自動車は、走行時に排出ガスを排出しないため、排出ガス75%低減レベルに該当するものとする。

注3．排出物質によって排出量が複数の排出ガス低減レベルに該当する場合は、排出ガス低減レベルの最も悪い低減レベルに該当するものとする。

注4．ホルムアルデヒドについては、メタノールを燃料とする自動車に限る。

3．施行日

平成15年10月1日